

# 身体拘束の適正化のための指針

株式会社アロール

アロールケア訪問看護リハビリステーション

## 1.身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則すべて虐待と考えられる。

アロールケア訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）では、利用者への身体拘束は利用者に、不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力の低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性がある。身体拘束は、虐待行為として認識し、本指針を策定し全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

## 2.身体拘束に該当する行為

### (1) 身体拘束

緊急やむを得ない場合等正当な理由なく身体を拘束すること。

\*この場合の正当な理由とは、

**切迫性**(利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合)

**非代替性**(身体拘束以外に代替する方法がないこと)

**一時性**(身体拘束は一時的なものであること)

上記、3つの要件をすべてを満たすことが必要である。

### (2) 身体拘束の具体例

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

(3) 緊急やむを得ない場合に該当するか検討を必要とされる利用者の状態・背景

1) 基本的に事業所全体で協議する

- ①気管切開・気管内挿管チューブ、中心静脈カテーテル、経管栄養チューブ、膀胱留置カテーテル、各種ドレイン等を抜去することで、患者自身に生命の危機および治療上著しい不利益が生じる場合
- ②精神運動興奮（意識障害、認知障害、見当識障害、薬物依存、アルコール依存、術後譫妄 など）による多動・不隠が強度であり、治療に協力が得られない、自傷・他傷などの害を及ぼす危険性が高い場合
- ③ベッド・車椅子からの転倒・転落の危険性が著しく高い場合
- ④重症心身障がい児（者）等における行動障害（自傷行為や異食など）が頻回かつ切迫している場合
- ⑤検査・手術・治療で抑制が必要な場合
- ⑥その他の危険行動（自殺・離院・離棟の危険性など）

以上いずれかの状態であり、且つ **3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たすもの**

(4) 身体拘束等禁止の対象とはしない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす。

(1) 整形外科疾患の治療であるシーネ固定等

(2) 乳幼児（6歳以下）及び重症心身障がい児（者）等への事故防止対策

- ①転落防止のためのサークルベッド・4点柵使用（天蓋付きサークルベッドはベッドから出られないため、身体拘束等と位置づけする）
- ②点滴時のシーネ固定
- ③自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト

(3) 身体拘束等をせずに利用者を転倒などのリスクから守る事故防止対策

- ①離床センサー
- ②所在確認端末装置（使用する際は複数人で検討したうえで目的を明確にし、記録に記載する）

### 3. **やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応方法と手順**

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(1) 利用前

- ①事前の情報でやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ②身体拘束等の内容、時間等について、看護・介護サービス計画等に記載し、利用者、及び家族に対し事業所管理者が説明を行い「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式 1）を以て同意を得る。

(2) 利用時

利用中の経過からやむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において、その理由・方法・時間帯や時間・特記すべき心身の状況・開始及び解除の予定等 について協議検討して議事録に残す。また身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）は、その状況について確認、検討し議事録に残す。

### (3) 緊急時

- ①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、事業所職員全体で協議しその理由を看護・介護サービス提供記録等に記録する。その後の対応については身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ②家族への説明は翌日までに事業所管理者が行い同意を得る。

### (4) 身体拘束等の継続と解除

- ①身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」(様式2)を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録する。
- ②身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か解除かの検討を行う。
- ③身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い「身体拘束経過記録」(様式3)に記録する。
- ④身体拘束等解除の場合は事前又は即日、事業所管理者より家族等に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

### (5) 身体拘束等実施時の記録について

(様式1)「身体拘束・行動制限に関する説明書」

(様式2)「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録(初回)」

(様式3)「身体拘束経過記録」

上記の記録については、当該事業所にて5年間保管する。

## 4. 身体拘束の適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では、身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

### (1) 設置の目的

身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の適性化を実施することを目的とする。

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成委員 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 身体拘束等適性化委員会の開催委員会は虐待防止委員会と連携を行う。

身体拘束発生時等、必要な際は随時開催する。

### (4) 身体拘束等適正化委員会の役割

- ①身体拘束及び適性化に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②身体拘束防止及び適性化のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④身体拘束予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関すること

## 5. 身体拘束防止及び適性化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利養護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員全員に対し実施(年1回以上)
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

## 6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 正当な利用なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

## 7. 身体拘束等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。相談窓口は管理者及び、4 で定められた担当者とします。

(2) 事業所内で正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、身体拘束防止及び適性化委員会及び虐待防止担当者に報告し、すみやかな解決につなげるよう努める。

(3) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者等虐待防止委員会及び担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す

## 8. 当指針の閲覧について

利用者は、事業所内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

9. その他 権利養護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則 2025年3月1日より施行とする。